

幼児教育・保育（幼稚園、保育園、認定こども園など）の無償化の申請手続きはお済みですか？



- ▶ 10月1日から無償化の対象となるためには、**9月13日(金)**までに認定申請書の提出が必要です。
- ▶ 無償化コールセンター ☎086-226-0202
- ▶ 無償化相談窓口（本庁9階就園管理課東側会議室）は**9月13日(金)**まで開設！

無償化の内容

①幼稚園、認定こども園（教育利用）	満3～5歳児クラスの利用料が無償（幼稚園は25,700円まで）
②認可保育園、認定こども園（保育利用）	3～5歳児クラスの利用料が無償
③幼稚園、認定こども園の預かり保育	①のうち、保育の必要性のある子どもの預かり保育の利用料が無償（450円×利用日数（月額11,300円が上限））
④認可外保育施設、一時預かり事業等	3～5歳児クラスの保育の必要性のある子どもの利用料が月額37,000円まで無償

- 0～2歳児クラスの保育の必要性のある子どもは、住民税非課税世帯が無償化の対象となります。
- 無償化の対象となる施設については9月中に市のHPでお知らせしますので、必ず確認した上でご利用ください。

市の認定

- 上記①②の場合は、無償化の対象となるための手続きは必要ありません。
- 上記③④の場合は、無償化の対象となるために市の認定を受ける必要があります。（今年度、認可保育園などの利用を申し込み、10月以降も有効な支給認定証（緑色の用紙）をお持ちで申請内容に変更がない人は、申請不要です。）
- 認定開始日を申請日より前にさかのぼることはできませんので、必ず期日までにご提出ください。

給付の流れ

- 上記①②の場合は、10月以降の利用料が無料になります（幼稚園は25,700円まで）。
- 上記③④の場合は、10月以降も利用料を一旦園へお支払いください。請求書と園が発行する領収書などを市へ提出することにより、給付額を保護者の口座へ振り込みます（年4回：3カ月ごと）。

無償化の対象とならない費用

- 通園送迎費、食材料費、行事費などは無償化の対象外になります。
- 3～5歳児クラスの保育利用の子どもの副食費は、これまで利用料に含まれていましたが、無償化後は利用料と切り分けられて施設での徴収となります。
 - ※私立保育園・認定こども園などの副食費は、各園が設定した額になりますので、各園にご確認ください。
 - ※公立保育園・認定こども園の副食費は、市のHPをご覧ください。（トップページから「無償化」で検索）



※無償化の概略については、本紙8月号にも掲載しています。

岡山市で保育士になりませんか♪

- 賃金2%の独自上乗せを行っています。
 - ※市内の私立の保育施設で働く保育士などに対し、賃金2%（月6,000円程度）を岡山市が上乗せ
- 奨学金の返済支援を行っています。
 - ※平成31年4月以降に私立の保育施設に採用された保育士などを対象に、月10,000円を上限として3年間、奨学金返済の助成
- 宿舍借り上げ支援を行っています。
 - ※平成31年4月以降に私立の保育施設に採用された保育士などを対象に、月60,000円を上限として3年間、事業者が宿舍借り上げを行った場合の助成

無償化コールセンター ☎086-226-0202

- 問 認定について 就園管理課 ☎086-803-1432
- 副食費について（私立）保育・幼児教育課 ☎086-803-1228
- 副食費について（公立）幼保運営課 ☎086-803-1225